

『企業実務』増刊特大号(833号)訂正のお知らせ

日本実業出版社『企業実務』編集部
TEL：03-3268-5652
FAX：03-3268-5168
mail：jitsumu@njg.co.jp

平素より『企業実務』をご愛読いただき、ありがとうございます。

『企業実務』増刊特大号(833号)『令和2年版年末調整の進め方と令和3年の税務・保険事務の手引き』の本文記載に誤りがありましたので、下記のように訂正いたします。

● 14 ページ 表3は以下のとおりです。

●表3 令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額 ^①	税率 ^②	控除額 ^③	税額計算式
195万円以下	5%	0	$A \times B$
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	$A \times B - C$
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	$A \times B - C$
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	$A \times B - C$
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	$A \times B - C$
1,800万円超 1,805万円以下	40%	2,796,000円	$A \times B - C$

(注)1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注)2 課税所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

● 70 ページ 「図表4 基礎控除申告書の記載例」中、「給与所得者の基礎控除申告書」内

【誤】「基礎控除の額 4800,000円」

【正】「基礎控除の額 480,000円」

● 75 ページ 「図表5 配偶者控除等申告書の記載例」中、「給与所得者の基礎控除申告書」内

【誤】「基礎控除の額 4800,000円」

【正】「基礎控除の額 480,000円」

● 203 ページ 右段、下から15行目

【誤】「給与所得控除額を超える場合に」

【正】「給与所得控除額の2分の1を超える場合に」

● 210 ページ 右段、下から7行目

【誤】「給与の収入金額が約310万円以下であれば」

【正】「総所得金額等が200万円未満であれば」

● 217 ページ 左段、上から13行目

「また、令和2年分から適用される制度により、公的年金と給与の合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除が適用され、給与所得金額から10万円が控除されます。」を追加します。

● 217 ページ 「ケース10の記載例」中

【誤】所得金額等(給与)①「2,020,000」

【誤】所得金額等(合計)⑧「3,920,000」

【正】所得金額等(給与)①「1,920,000」

【正】所得金額等(合計)⑧「3,820,000」

以上、謹んでお詫び申し上げます。